

# 岐阜県公報

号外 (元) 平成二十七年 四月 一日

## 目次

### 規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課)

ページ 一

### 告示

ソフトピアジャパンセンターの目的外使用料の徴収事務委託に関する告示 (新産業振興課)

ページ 一

## 規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十八号

情報科学芸術大学院大学条例施行規則の一部を改正する規則

情報科学芸術大学院大学条例施行規則 (平成十三年岐阜県規則第十号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「重要な事項を審議するため」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第二百三十九号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第五百八条第一項の規定により、ソフトピアジャパンセンターの目的外使用料の徴収事務をソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツに係る指定管理者である伊藤忠アーバンコミュニケーションズグループに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十七年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社